

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、御殿場市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

御殿場市地域防災計画は、次の編から構成する。

各編の名称	記 載 内 容
1 共 通 対 策 編	・各編(2～7編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地 震 対 策 編	・地震による災害対策 *津波、原子力事故等による災害対策を含む。
3 風 水 害 対 策 編	・風水害による災害対策
4 火 山 災 害 対 策 編	・富士山の火山活動による災害対策
5 大 火 災 対 策 編	・大火災(林野火災を含む)、大爆発による災害対策
6 大 規 模 事 故 対 策 編	・道路事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
7 資 料 編	・各編に付属する各種資料

第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

次ページ以降に掲げる指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて御殿場市の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

処理すべき事務又は業務
(1) 御殿場市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧の実施 (14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 静岡県

処理すべき事務又は業務
(1) 静岡県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示

(8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 (13) 緊急輸送の確保 (14) 災害復旧の実施 (15) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 (16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

3 警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務
静岡県警察 (御殿場警察署)	ア 災害時における住民の避難及び救助 イ 犯罪の予防、交通規制、被災地における社会秩序の維持

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること

<p>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</p>	<p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>
<p>経済産業省関東経済産業局</p>	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の<u>適正な価格による</u>円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること</p>
<p>経済産業省関東東北産業保安監督部</p>	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 電気の安全確保に関すること ウ ガスの安全確保に関すること</p>
<p>国土交通省 中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)</p>	<p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、災害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>(ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）</u> (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>
<p>国土地理院 中部地方測量部</p>	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
<p>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</p>	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 <u>ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。</u> <u>エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</u> <u>オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</u> カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
<p>環境省 関東地方環境事務所</p>	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>

環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (7) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (8) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (9) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (10) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防 <u>及び発災時の迅速・適切な対応</u> に努める。
<u>日本銀行</u>	<u>ア 通貨の円滑な供給の確保</u> <u>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</u> <u>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> <u>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> <u>オ 各種措置に関する広報</u>
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	気象予警報、災害情報その他 <u>有効適切な</u> 災害広報
中日本高速道路株式会社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ <u>交通状況に関する関係機関との情報連絡</u> ウ <u>緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</u> エ <u>県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</u>
東海旅客鉄道株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ <u>災害時における応急救護活動</u> オ <u>応急復旧用資材等の確保</u> カ <u>危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導</u> キ <u>被災施設の調査及び復旧</u>
西日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店	ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社） エ <u>防災関係機関の重要通信の優先確保</u> オ <u>被害施設の早期復旧</u> カ <u>災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</u>
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグループ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送

日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 オ 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土地改良区	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力
都市ガス会社	ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給 オ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社 (東部管理センター)	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧 エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力

静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他 <u>あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく</u> 災害広報
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者（※）等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

（※） 要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

8 公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人御殿場市医師会 駿東歯科医師会 静岡県北駿薬剤師会 一般社団法人静岡県助産師会	医療救護施設等における医療救護活動の実施
富士伊豆農業協同組合 御殿場地区本部	ア 被災農家に対する斡旋及び共済事業 イ 災害時における種苗、肥料の確保 ウ 被災農家世帯に対する営農指導
御殿場市商工会	ア 商工業者に対する災害融資に関すること イ 被災商工業者に対する経営指導
小田急電鉄株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧
民間バス会社 富士急モビリティ(株) 箱根登山バス(株) 小田急箱根高速バス(株) JRバス関東(株) JR東海バス(株) 京浜急行バス(株)	ア 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策

第2節 市の自然条件

1 位置及び境域

本市は、静岡県（以下「県」という。）東部に位置し、富士山と箱根の弓状の裾合に形成された高原のまちである。この地は分水界で、南の斜面は黄瀬川に沿い、北斜面は鮎沢川流域の一帯である。

・面積・人口等

令和4年3月現在

東西	南北	面積	人口	人口密度
約24km	約16km	194.90km ²	約8万6千人	約455人/km ²

・市役所の位置

東 経	138° 56′ 06″	北 緯	35° 18′ 31″
-----	--------------	-----	-------------

2 地形・地質

御殿場市は、西は富士山頂に達し、東は箱根外輪山の頂きに及び、北には丹沢山塊の西端があらわれる。南及び東には、古富士火山と前後して誕生した、愛鷹山と箱根外輪山が望まれる。東南に流れた溶岩は、愛鷹山と箱根の間を流れて三島に至っており、東側は泥流及び火山砂礫におおわれ、盆地状を呈している。富士山御殿場口登山道をほぼ分水界として、南は黄瀬川、北は鮎沢川の流域となっている。その鞍部は約450m、南は約270m、東は約350mの標高を有している。箱根外輪山は傾斜が強く、おおむね500m以下に集落及び農耕地が分布するが、西側の富士山麓は平均して3～7度の緩傾斜をなし、集落が約700mの高所にまで及んでいる。

3 気象

地形上気温は一般的に低く、47カ年（昭和51年～令和4年）の最高気温は平成28年8月9日の35.3度で、最低気温は昭和59年2月7日の-12.2度である。また、最多風向は南南西である。年間降雨量は、約2,500mmで県内では多い地域である。

第3節 市の社会条件

1 人口

人口の推移を令和2年の国勢調査の結果からみると、平成27年の調査に比べ人口はマイナス1,464人であったが、世帯数は1,919世帯増加している。

また、県人口に占める割合も順次増加し、昭和55年調査で初の2%に達し令和2年調査では、約2.4%を占めている。男女別人口構成は、自衛隊営内居住者を含むので男子人口が女子人口を上回った。

2 交通

現在市内には、3本の国道と10本の県道がある。昭和46年には国道246号バイパスが開通し、61年には国道138号バイパスが御殿場インターチェンジと連絡した。また、令和3年には、新東名高速道路の御殿場JCT～新御殿場IC間が開通した。

こうした道路網の整備により、交通量は8月の平日で246号は一日およそ23,000台、138号は21,000台の利用がある。

3 産業構造

産業別従業者数は、令和2年には、第一次産業は1,318人（構成比3.02%）、第二次産業は12,215人（28.02%）、第三次産業は30,065人（68.96%）となっている。

経年変化でみると、構成比に大きな変化は見られないが第二次産業従業者数が減少傾向にある。

第三次産業従業者数は、駒門工業団地の整備に伴い平成7年度以降は急増した。

4 DX

デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な技術項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第4節 予想される災害と地域

1 風水害

市内の主要河川は、治水工事が進み大災害の危険は次第に少なくなり、被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。しかし、災害は、あくまでも予期、予測されない事態によって起こるものであり、地域開発につれ新しい災害も予想される。

また、春から秋にかけてのゲリラ豪雨及び、8～10月にかけては台風の接近又は上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想されるので十分な警戒が必要である。

2 地震

市内に著しい被害を及ぼすと予想される地震には、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震がある。

静岡県の第4次地震被害想定の第一次報告では、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害等の想定を行った。

以下、本計画ではレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震等に伴う災害のことを「東海地震等」という。

東海地震等に関する情報の収集等、十分な警戒が必要である。

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

現在本市では、土砂災害（特別）警戒区域（土石流）が30箇所、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）が21箇所指定されている。

4 火山噴火

市には、富士山、そして隣接する地域に箱根山などの活火山があるため、その活動の推移には十分注意する必要がある。

富士山では、2000（平成12）年10月から2001（平成13）年5月にかけて低周波地震が多発した。噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山噴火を想定した対策が必要である。

5 火災

火災は、冬季に北風が強くなり空気が乾燥するため、市街地の密集地等では大火災になる可能性があるので十分な警戒が必要である。

6 雪害

毎年数回の積雪がある。時として積雪が20cmを超える時があるので予報等に配慮し、除雪に対応できる体制づくりが必要である。

富士山では、降雪の深さが30cm以上又は、積雪が40cm以上あって、気温が15℃以上の場合なだれの危険が予想される。予報等十分に注意する必要がある。

7 交通災害

市内には、東名高速道路や新東名高速道路をはじめ国道138号、246号及び469号等の主要幹線道路があり、交通量が多くそれに伴う交通事故も多発の傾向にある。JR御殿場線と併せて十分な配慮が必要である。

8 複合災害・連続災害

過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震（M8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。